

## 活動費、日当等の改定について

### (主 旨)

平成26年度決算における1億円を超える経常赤字を鑑みて、事務局では職員賞与の一部カット等を含めて、鋭意経費削減に取り組んでいます。

その一環として、本法人関係者の活動費、日当等についても次のとおり、減額します。

#### 1) 理事会、評議員会、委員会などへの出席

○理事、監事、評議員が、理事会等に出席する際の日当3,000円を2,000円とします。

○委員会の委員等が、委員会等に出席する際の日当3,000円を2,000円とします。

#### 2) 普及啓発活動関連

○地区普及広報委員や説明員が普及啓発活動や登録会活動にかかる活動費1日3,000円を2,000円とします。

#### 3) コーディネート関連

○調整医師が確認検査の面談で骨髄移植と末梢血幹細胞移植の双方の説明を行った場合は、通常の調整活動費5,500円に1,000円を増額して6,500円としていましたが、一律5,500円とします。

○コーディネーターが本法人の主催または承認した研修会や会議へ参加する場合の活動費5,000円をすでに3,000円としています。

○コーディネーターが最終同意面談等に立会人として出席する場合、これまで活動費5,700円としていましたが、これを3,000円とします。

### (実施時期)

平成27年10月1日